都道府県子ども・子育て支援事業支援計画

概要:

- 〇 都道府県は、実施主体である市町村を支援し、<u>広域性と専門性を</u> **有する立場**から、「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」(都 道府県計画)を策定する。
- 〇 都道府県計画には、幼児期の学校教育・保育について、都道府県が定める区域ごとに、5年間の計画期間における需給計画を記載する。
- 〇 都道府県は、市町村計画(「量の見込み」、「確保策」)の積み上げ を基本に、**広域調整**を勘案して都道府県計画を策定する。

根拠:子ども・子育て支援法第62条第2項、第3項

記載内容:

○幼児期の学校教育・保育の需給計画

「量の見込み」(現在の利用状況+利用希望)

「確保策」(確保の内容+実施時期)

- ○幼児期の学校教育・保育の一体的提供(認定こども園の推進)
- 〇保育士等の確保、資質の向上
- ○専門的な知識等を要する支援の実施(児童虐待防止、社会的養護体制の充実等)
- 〇ワークライフバランス施策との連携 等

市町村子ども・子育て支援事業計画

〇市町村子ども・子育て支援事業計画は、5年間の計画期間における 幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画。(新 制度の実施主体として、全市町村で作成。)



市町村子ども・子育て支援事業計画(5か年計画)

幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援について、

「量の見込み」(現在の利用状況+利用希望)

「確保策」、「実施時期」

を記載。

計画的な整備



子どものための教育・保育給付

認定こども園、幼稚園、保育所

小規模保育事業 家庭的保育事業 居宅訪問型保育事業 事業所内保育事業

地域子ども・子育て支援事業

- ・地域子育て支援拠点事業
- 一時預かり
- •乳児家庭全戸訪問事業等
- •延長保育事業
- ·病児·病後児 保育事業
- 放課後児童クラブ